

議案第179号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険税の減免) 第24条 [略] 2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、 <u>納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u>) (2) [略] (3) [略] (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 3 [略]	(保険税の減免) 第24条 [略] 2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、 <u>納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</u> (1) [略] (2) [略] (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 3 [略]

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項各号列記以外の部分の改正は、同年4月1日から施行する。